

「太田商工会議所会報チラシ折込サービス」 運用規程

1. 当サービスは、太田商工会議所会員事業所の発展に寄与することを目的とする。
よって、原則として、太田商工会議所会員事業所を対象とする。
2. 当サービスは、太田商工会議所会員事業所の営業活動を助長するために、販売促進のための
広告紙等書類を太田商工会議所会報に折り込み、会報の送付により会員事業所等へ配布するも
のである。
3. 折り込む書類については、その内容または作成責任を有する事業所に対し与信を与えるもの
ではないこと、及び下記事項のいずれにも該当しないものとする。
 - ①政治活動、宗教活動、社会問題に関するもの
 - ②個人、団体等の意見広告を内容とするもの
 - ③公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
 - ④風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に掲げる営
業に該当するもの
 - ⑤誇大表示、不当表示その他表現方法等が不適切なもの
 - ⑥他の会員、消費者に対し、不当な利益を与えるおそれがあるもの
 - ⑦その他、太田商工会議所が適当でないとするもの
4. 広告紙等書類およびその内容に関する責任は、一切広告主に帰属する。
5. 当サービスに起因する手続き上のトラブルは、双方で誠意を持って対応することとする。ま
た、当サービスにより生じた取引上のトラブルについては、太田商工会議所は一切の責任を負
わないこととする。
6. 当サービス料金は、1 事業所 A 4 版 1 枚（両面可）につき 4 4, 0 0 0 円（税込）とする。
尚、料金は当該会報発送日から起算して 1 ヶ月以内に支払うものとする。
7. 年度内（4 月～翌年 3 月）に 3 回以上申込みいただいた場合は、3 回目以降の料金を
1 0 % 割引とする。
また、一度に年度内 3 回以上の申込みがあった場合は、料金を毎回 1 0 % 割引とする。
8. 1 ヶ月の折込み事業所は 4 社まで（1 社 1 枚）で、先着順とする。
9. 太田商工会議所会報に折り込む広告紙等書類は、広告主で必要部数（約 3, 5 0 0 部、3 つ
折り済）を準備し、会報発行日（2 0 日）の 1 0 日前までに、太田商工会議所に納めるもの
とする。残部が発生しても原則として返品はしない。
- 1 0. この運用規程に同意した場合、会報発行日（2 0 日）の 1 ヶ月前までにチラシ案を添えて、
別紙申込書に署名捺印し、太田商工会議所総務部に提出する。本書類の提出は、申込時に毎回
提出する。
- 1 1. 折り込みの可否は後日、会報編集会議にて決定するものとする。

【担当】太田商工会議所 岡田

TEL:0276-45-2121 FAX:0276-45-1088

改定：令和 3 年 3 月 10 日